

平成28年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付

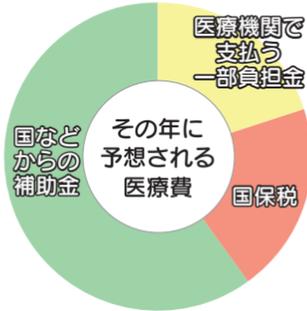
平成28年度国民健康保険税（国保税）納税通知書を、6月中旬に国保加入世帯の「世帯主」あてに送付します。国保税を納める義務は、世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に1人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送付します。

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363



国保税の決まり方

その年に予測される医療費から、国などからの補助金と医療機関で支払う一部負担金を差し引いた金額が、国保税の総額となります。



国保税の税率・税額の引き下げ

【国保税の計算方法】

あなたの世帯の国保税額	=	医療給付費分 最高限度額54万円(★) (平成27年度 52万円)	+	後期高齢者支援金分 最高限度額19万円(★) *75歳未満の人が負担 (平成27年度 17万円)	+	介護納付金分 最高限度額16万円 *40~64歳の人が負担
所得割		加入者全員の課税標準所得額(*) ×7.5%		加入者全員の課税標準所得額(*) ×2.4%(◆)		40~64歳の加入者の課税標準所得額(*) ×2.5%(◆)
均等割		加入者の人数 ×27,300円		加入者の人数 ×8,400円(◆)		40~64歳の加入者の人数 ×15,500円(◆)
平等割		27,300円		8,400円(◆)		

(*) 課税標準所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除額33万円
 (★) 平成28年度課税限度額の引き上げ
 (◆) 平成28年度税率・税額引き下げ



国保税の決定・軽減の計算、高額療養費の算出には、所得の申告が必要です

平成27年中に収入がない場合でも、収入がなかったという申告をする必要があります。

まだ、所得の申告をしていない人は、平成28年1月1日に住んでいた住所地の市区町村で申告をしてください。

- * 世帯内に所得申告をしていない人がいる場合は、軽減措置が適用されません
- * 確定申告や市県民税の申告をしている人、源泉徴収票をもらって職場で年末調整をしている人、公的年金以外の収入がない人は手続き不要

国保税の納付は「口座振替」が原則です

平成27年4月から国保税の納付方法が、原則、口座振替となりました（特別徴収は除く）。下図①～③のいずれかの方法で、口座振替手続きをお願いします。

① 市役所で手続きする場合

【取り扱い可能な金融機関】
福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、遠賀信用金庫、ゆうちょ銀行

【手続きに必要な物】
左記金融機関の
キャッシュカード
すぐに登録可能です

② 銀行で手続きする場合

納付書の裏面に記載している金融機関で手続きをしてください。

【手続きに必要な物】
納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印
登録までに約1カ月かかります

③ 申込ハガキで手続きする場合

申込ハガキに必要事項を記入して、ポストに投かんしてください。

【手続きに必要な物】
預貯金口座情報、通帳届出印
登録までに約2カ月かかります

国保税の特別徴収（年金天引き）

- 対象 次の全てに該当する人
▽世帯主が国保に加入している（年度途中で75歳に到達する人を除く）
▽世帯の国保加入者が、全員65歳以上
▽年金特徴の対象となる年金が、年額18万円以上で、介護保険料と国保税を合わせた額が、年金額の2分の1以下になる
* 特別徴収になる世帯も、口座振替での納付ができます
- すでに特別徴収（年金天引き）となっている世帯主
7月中旬に「税額決定通知書」を送付（6月に納税通知書は送付されません）。
- 平成28年度から特別徴収予定の世帯主
決定した場合、7月中旬に「特別徴収開始通知書」を送付（6月にも納税通知書が送付されます）。4期分までは納付書で（5期以降の納付書は同封していません）、10月から特別徴収。特別徴収が決定しなかった場合は、改めて5期以降の納付書を送付します。

市から

受け取り忘れのないよう、早めに申請を

「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）の支給申請」

同給付金は、賃金引き上げの恩恵が及ぶに、所得の少ない高齢者を支援するために実施します。

手続きは、平成27年1月1日に住民票のある市町村で実施してください。対象者に該当する可能性のある人には、4月末ごろに申請書を郵送しています。

● 対象 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人

● 支給額 1人につき3万円

● 申請締切日 8月2日

● 詳細は問い合わせ先

● 問い合わせ先

● 申請について

● 申請について

- 行政書士による無料相談会 -

日時：6/12（日）、7/10（日）、8/21（日） 9:00~12:00

会場：自由ヶ丘コミセン カルチャールーム B

遺言作成、相続手続、各種許認可、法人設立、農地転用、その他なんでもご相談下さい。

※ お時間の都合がつかない場合も御連絡くだされば柔軟に対応させていただきます。

事務局 TEL 0940-33-7799
携帯 090-9796-4184
〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9-5-2

行政書士 本田 勝利
梅崎 元



住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい！

建物解体

相談・見積 無料

eデザイン(株) design
宗像市東郷3丁目6番2号
☎ 36-5187

リサイクルセンター
宗像市石丸字羽廣148番2
☎ 35-3522

http://edesign-inc.jp

E-mail info@edesign-inc.jp